

令和5年度第10回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和6年1月5日（金）
9時30分～11時30分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 22人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 21番 島田 一郎 24番 宮田 好一
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 4番 西田 清範
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄
7番 古田 茂 8番 田中 善憲
9番 大場 忠勝 11番 大浦 清貴
12番 山崎 巖 13番 福山 英則
15番 下村 帝 16番 北森 正誠
17番 渡辺 正志 18番 金田 修一
19番 長谷 幹夫 20番 金木 洋子
22番 中井 義則
4. 欠席委員 2人 10番 大橋 芳信 14番 仲田 茂男
5. 議 題 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第35号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第36号 非農地証明書の交付について
報告事項第32号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第34号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
報告事項第35号 農地所有適格法人の要件確認について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、9時30分現在、出席委員数は22名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和5年度第10回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会 長 それでは、議事に入ります。
本日は、議案4件、報告事項4件 がございます。
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。13番福山委員、15番下村委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから5ページまでです。

今回の申請件数は、13件で、申請面積は28,594.11㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、財産の処分のため所有権を移転するものです。譲受人は、新規農家ですが、以前から申請農地を耕作しており、当該農地の近隣に居住しております。申請農地では、引き続き、水稻を栽培する予定です。

議案書2ページの2番と3ページの3番は、自作地の相互交換により、近隣農地の耕作者である譲受人にそれぞれ所有権を移転するもの

です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

4番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。申請農地では、ジャガイモ、トマト等を栽培する予定です。

5番は、財産の処分のため贈与により所有権を移転するものです。譲受人は近隣の耕作者です。申請農地では、梨を栽培する予定です。

6番は、相手方の要望により所有権を移転するものです。譲受人は、ファーム高善寺の構成員で、隣接農地の耕作者です。申請農地では、大根、白菜等を栽培する予定です。

7番は、相手方の要望のため贈与により、所有権を移転するものです。譲受人は、以前から申請農地を耕作しており、引き続き、水稻を栽培する予定です。

議案書4ページをご覧ください。

8番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、宮川中部営農組合の構成員で、隣接農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

9番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は、隣接農地の耕作者です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

10番は、財産の処分のため所有権を移転するものです。譲受人は、以前から申請農地を耕作しており、引き続き、水稻を栽培する予定です。

議案書4ページの11番と5ページの12番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。申請農地では、トマト、ナス等を栽培する予定です。

13番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は、当該農地の隣接地に居住しております。申請農地では、ネギを栽培する予定です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第33号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第34号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第34号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は6ページから9ページになります。

今回、4条申請が、1件、5条申請が7件、計8件、面積は4,169.38㎡です。それでは、議案書7ページをご覧ください。最初に農地法第4条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

4条申請1番は、大沢野地域大沢野南部地区において、農家住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、国土交通省が施工する一般国道41号大沢野富山南道路工事による土地の収用により、既存の住宅及び農作業所の移転の必要が生じたため、隣接する自己所有農地に新たに農家住宅を建築するため今回申請されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書8ページをご覧ください。

5条申請1番は、太田地区において、資材置場を整備する計画でございます。申請人は富山市宮町に本社を置く〇〇の取締役であり造園業を営んでおります。転用の概要といたしましては、事業拡大により資材置場が不足しており、業務に支障が出ていることから、新たな資材置場を確保するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請2番は、寒江地区において、農機具格納庫及び農作業場を整備する計画でございます。申請人の●●につきましては、令和5年6月に認定新規就農者として認定され、令和6年度は水稻、大豆を中心に中沖地区において約30ヘクタール耕作する予定にしております。転用の概要といたしましては、近隣の農業者が高齢化により、離農が進んでおり、そういった農地を今後集積する計画しており、現在所有している農機具の老朽化、また農作業場が手狭であることから、農作業の効率化を図るため、新たに農機具格納庫及び農作業場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクター

ル以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

5条申請3番は、寒江地区において一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内の共同住宅にて生活をしておりますが、子供の成長に伴い、手狭であることから、相互扶助に適した祖父母の隣接地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は一部雑種地化されており始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請4番は、大沢野地域大沢野南部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、既存住宅の老朽化による建て替えを行うにあたり、宅地部分では駐車スペースを確保できないため、既存宅地を拡張し住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は一部雑種地化されており、始末書の添付がございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にあることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請5番は、大沢野地域大沢野南部地区において、駐車場を拡張する計画でございます。申請人の△△は、主に土木工事業を営んでおります。転用の概要といたしましては、現在、従業員駐車場として使用している敷地の一部に地目が農地であったため、今回是正のため申請されたものでございます。申請地は一部雑種地化されており始末書の添付がございます。申請地は、宅地、山林で囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業も実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請6番は、婦中地域婦中熊野地区において、倉庫敷地を整備する計画でございます。申請人の▲▲は、主に通信機器の販売や電気工事を主に行っております。転用の概要といたしましては、会社の倉庫が手狭であることから、新たな倉庫敷地を確保するため、親族の倉庫を借りる予定でありましたが、倉庫敷地の地目の一部が農地であったため、今回是正のため申請されたものでございます。申請地は既に宅地化されており始末書の添付がございます。申請地は、宅地で囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団規模であります。過去に土地改良事業が実施されていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請7番は、婦中地域宮川地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、実家にて三世代で同居しておりますが、手狭であるため、相互扶助に適し

た実家の隣接地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第34号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第35号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

なお、12ページの7番と8番は、□□委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第35号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、10ページから18ページです。

議案書10ページをご覧ください。こちらの表は申請件数を利用権の年区分ごとにおいて人数を集計した表です。今回の申請件数は、44件あり、年区分につきましては、1～2年が3件で、3～5件が13件、6～9年が6件、10年が22件です。設定面積は、217,758.78㎡です。

次に、貸手・借手の人数については、同一人物から複数の申請があった場合、その方が異なる年区分で申請した場合には、該当する年区分ごとに1人として集計しており、今回は貸手が44人、借手は、2

4人です。

貸手につきましては、44人で、申請件数と同じ数字になっており、年区分が複数にまたがって申請されたものは、ございませんでした。

借手については、同一人物から複数の申請があり、年区分が異なった案件が3件ございました。

1件目は12ページの7番で10年、8番で3年の設定があったため、年区分の10年と3年でそれぞれ1人として集計しています。

2件目は、13ページ9番から14ページの12番で6年、14ページの13番と14番で5年の設定があったため、年区分の6～9年と3～5年でそれぞれ1人として集計しています。

3件目は、15ページの17番と18番で10年、19番で5年の設定があったため、年区分の10年と5年でそれぞれ1人として集計しています。

次に、議案書11ページをご覧ください。こちらの表は、地区ごとにわけて、貸手、借手の人数を集計した表です。この表に訂正があります。表の一段目の貸手・借手の単位の標記が件になっておりますが、人に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

今回、貸手が45人で申請件数と1人の差があります。

こちらにつきましては、利用権を設定する農地の地区が複数にまたがり、貸手の人数を該当の地区でそれぞれ集計した案件が1件ございました。こちらについては18ページの議案44番です。

貸手については、利用権を設定する農地が、八幡と倉垣地区の2つの地区にまたがっていたため、2つの地区でそれぞれ一人として集計しておりますので、1人の差が生じております。

借手については、複数の地区にまたがっていたものがあったため、それぞれの地区ごとに集計した結果25人になっており、ずれが生じております。

1件目は、12ページの7番、8番で10年と3年で期間が違うため、上条地区でそれぞれで集計しています。

2件目は、地区がまたがっており、12ページの9番から14ページの14番で、熊野と月岡地区でそれぞれ集計しています。

3件目についても、地区がまたがっており、16ページの34番から44番で、八幡と倉垣地区でそれぞれ集計しています。

続きまして、12ページをご覧ください。12ページ1番は、農地中間管理機構を通すものであります。12ページ2番から18ページ44番が相対でございます。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、7番と8番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、7番と8番を除き、異議については、ないものといたします。続きまして、7番と8番について審議いたしますので、□□委員は退室をお願いします。

<□□委員退室>

会 長 それでは、7番と8番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、7番と8番について、異議はないものといたします。□□委員は入室をお願いします。

<□□委員入室>

会 長 改めまして、異議なしとのことでありますので、議案第35号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定といたします。

会 長 続きまして、議案第36号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第36号非農地証明書の交付について、ご説明いたします。
議案書のページは、19ページから20ページです。
非農地証明の交付につきましては、主に、その土地が山林の様相を呈している場合や、自然災害により農地性を喪失し、復元することが

著しく困難な場合など、農地法の適用を受けない農地とすることを目的としております。

今回、申請のありました農地につきましては、20年以上耕作されず、かつ、将来的にも農地として使用することが困難であり、要件である①農振農用地及び市街化区域の農地でないこと、②農業生産力の高い農地でないこと、③過去に基盤整備事業などの公共投資が行われていないこと、の全ての要件を満たしており、証明基準の1つに合致しております。

「20年以上耕作されていないこと」については、平成元年度の航空写真で非農地であったことを確認しております。

現況につきましては、12月26日に地区担当の農業委員等の4人で現地確認を行っており、8198番については、住宅間の境界部分で傾斜地となっており、8222番については、山林の中の墓地敷地であることを確認しております。

以上のことから、その土地自体の事実状態に基づき、非農地証明の交付を行うものでございます。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第36号非農地証明書について、申請どおり交付することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。議案書の報告事項である、
第32号 農地法第3条の3の規定による受理について
第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第34号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
第35号 農地所有適格法人の要件確認について
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第32号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、21ページから38ページです。
今回の受理件数は27件で、相続により所有権を取得したものが2

6件と、31ページから32ページの16番の賃借権を取得したものが1件です。農業委員会へのあっせん希望については、ございませんでした。

報告事項第33号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、39ページから44ページです。

解約件数は18件で、解約面積は50,845.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

報告事項第34号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは45ページから52ページまでです。

今回の受理件数は、4条が6件、5条が16件、合わせて22件、面積は合わせて23,511.22㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは50ページの5条の1番、2番、3番、51ページの4番、5番の5件でございます。

報告事項第35号農地所有適格法人報告書の要件確認について、ご報告いたします。議案書は、53ページから59ページです。

農地法第6条では、「農地所有適格法人であって、農地を所有又はその法人以外の者が所有する農地をその法人の耕作に供しているものは、毎年、事業の状況等について、農業委員会に報告しなければならない。」と定められております。

農業委員会は提出された報告書に基づき、法人が農地所有適格法人の4つの要件を満たしているかどうかを確認し、それを農業委員会の総会で報告することになっております。

その要件とは、法人形態要件、事業内容要件、議決権要件、役員要件でございます。

農地所有適格法人で報告の義務があるのは、114法人ですが、報告書を提出した法人は、53ページの1番から58ページの107番の107法人です。

提出済みの法人の要件を確認しましたところ、すべて要件を満たしていました。

なお、未提出の法人は、58ページ1番から7番の7法人です。

これまで、文書、電話等で督促、催促を行ってまいりましたが、現在の時点で未提出となっております。未提出の法人につきましては、昨年度は報告書を提出していただいておりますので、最終的には報告書を提出していただけるように、引き続き、粘り強く、文書、電話等で提出を依頼していきます。また、担当地区の農業委員の方々におか

れましては、該当の法人の関係者にお会いされることがございましたら、報告書の提出についてお伝えくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

会 長 　　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

◇ ◇ 委員 　法人から書類の提出がない場合はどうなるのか。

事 務 局 　未提出法人につきましては、農地法第68条に基づき、30万円以下の過料の対象となります。提出については国からも厳しく対応するようにと通知にて指導がありましたので、今後も引き続き催告し、提出を促すこととしております。未提出の状態が継続する場合、過料訴訟への移行を検討することとなります。また、将来的には、国で未提出法人などの農地を買収するということになる可能性もあります。しかし、富山市農業委員会としては、農業の担い手に対し、そこまでの措置は考えておりませんので、提出をお願いしたいと考えております。

会 長 　　ほかに、特に何もありませんので、これをもちまして、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 　　続きまして、協議・報告事項に入ります。

まず、農地利用最適化推進委員の再募集の結果について、及び農地利用最適化推進委員候補者の選考等スケジュール及び評価基準等について、事務局から説明をお願いします。

会 長 　　（事務局 説明）

◆ ◆ 委員 　応募結果の資料に▽▽委員が▼▼氏を推薦されたことが、個人推薦と表記されているのですが、こちらの表記でよろしいですか。

事 務 局 　▽▽委員が個人として推薦されたため、個人推薦の表記となっております。

会 長 　　それでは、ただ今、説明がありました推進委員の選考スケジュール及び評価基準等について、ご質問及びご意見等があれば承りたいと思います。

会 長 それでは、推進委員の選考スケジュール及び評価基準等については、資料2のとおり実施することで、よろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 推進委員の選考スケジュール及び評価基準等については、協議の結果に基づき実施することとします。

このあたりで一度、5分ほどの休憩としたいと思います。

(5分間休憩)

会 長 5分経ちましたので、再開したいと思います。

会 長 次に、地域計画策定の地域協議について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました目標地図素案作成のための依頼事項等について、ご質問やご意見等があれば承りたいと思います。

★ ★ 委 員 目標地図素案作成、地域計画とは具体的に何をしたいものなのかわからない。農家の耕作の意向を加味した現況調査ということだろうか。以前の人・農地プランは担い手への集積を目指していたと思う。相互交換などをしながら、大規模な農地を形成しようとしていた。現在の地域計画は、耕作されていない、されないと見込まれる農地を地図に落とし込み、誰かやってくださいと呼びかけるための指標としたのか、それとも集積化を目指しているのか、方向性が見えない。

仮にいずれかの方向性を示すのであれば、地域計画を用いて、農地法3条の手続きの負担を減らし、農地の譲渡人、譲受人の調整を地域が担うなどするのはどうか。

事 務 局 地域計画に盛り込む目標地図の素案についてご説明します。農業委員会では意向調査により農地を貸したい、売りたいと考えておられる農地を把握したところであります。地域の農地は地域で守っていただきたいと考えておりますので、意向調査の結果を落とし込んだ資料5ページの意向表示地図を用いて、話し合ってください、6ページの地図のように耕作される方がおられれば表示をしていただきたいと考えております。将来的にはすべての農地を利用させていただくことが理想ですが、10年先のことを予測することは難しいため、一旦、現時

点での希望を確認していきたいと考えております。基盤法では目標地図には10年後の農地利用状況を表示しなくてはならないとされていますが、国からも、徐々に作成を進めていけばよいとされておりますので、基本的には、目標地図素案のゴールを定めずに話し合いをして農業者を募ることをスタートとしたいと考えております。

人・農地プランのゴールは農地の集積でありましたが、地域計画では、多様な担い手が地域の農地を利用する図を示すことがゴールとなっています。

次に権利設定関係については、地域計画が策定された地域では、地域計画に定められた方でないと、利用権の設定や農地法3条の許可が出来ないこととなっておりますが、新たに参入したい方がいる場合は、その都度、地域計画を変更し、対応することが可能となっております。

また、土地交換についても、これまで通り、地域でお話していただくことが必要となりますが、地域計画に基づき農業委員会と農林水産部が協力することが出来ます。

いずれにしても、地域計画の最終目標はすべての農地に耕作者が紐づいた地図を示すこととなります。その段階まで到達するには乗り越えるべき課題も多いですが、その目標に近づけていくために、今回、素案を作成し、利用権設定、貸借権についての手続きについて、すすめていきたいと考えております。

☆☆委員

人・農地プランの時も調査など、同様のことをやっていた気がするが、前回のデータは反映されているのか。また、目標地図の作成については、今回は現況を目標地図に落としこむということだが、今後の更新については、地域ごとの生産組合長の負担も大きいので、何度も更新を繰り返す意味があるとは思えない。5年ごとなど区切りをつけて更新していくのはどうかと考える。

事務局

人・農地プランの作成から、今回の意向調査の結果までデータはたくさんありますが、地域に説明し、話し合ってもらうための資料とするには細かく、そして、難しいデータとなっております。このことから、今回は収集したデータから今後耕作を見込めない、見込めなくなるおそれのある土地の情報を反映した地図を用いたほうが理解しやすいのではないかと考えました。こちらの地図であれば、耕作が見込めない農地が一目でわかり、様々な担い手の方が集まる場でも比較的簡単に意思疎通が出来るのではないかと考えております。

また、更新については、地域計画を策定する市の考えによるものと考えておりますが、先ほども申し上げた通り、地域計画の位置づけられていない人への許可や利用権設定が出来ないこととなることから、

話し合いを伴わないなどの軽微な変更は随時、行っていく必要があると考えております。

- ◇ ◇ 委員 目標地図素案の作成についてゴールはないと言われるが、説明を聞いた人が、じゃあ何をすればいいのだと混乱してしまう恐れがあるので、言わないほうが良いと思う。

- ◆ ◆ 委員 目標地図は紙のみということだけでなく、農地アプリと連携が可能であったりするのか。生産組合に情報提供する際は、紙ベースで行くのか、あるいはデータで送付するのか、具体的に教えていただきたい。
また、生産組合は自分の地区のみの目標地図を確認できるのか、他の地域の目標地図も確認できるのかなど、公開性の問題も出てくると思う。疑問点も多いし、具体性が無いものが多い。

- ❖ ❖ 委員 4月以降のスケジュールの話になるが、農業委員や推進委員の入れ替えを考慮しているか不安であるし、具体的に何をすればいいか、協議の回数はどの程度か、どこまで関わっていけば良いのかわからない。市は目的を説明されるが、その趣旨すらよくわからない。とりあえず、具体的スケジュールを確認したいし、協議の場への参加・不参加の基準やその場で何を判断し、何を行えばいいのかなど、具体的なことを聞きたい。これからどんどん忙しくなるので早めに対応してほしい。

- □ 委員 地域計画は田畑のみではなく、果樹園も対象となるのか。果樹園も対象となると、目標地図の作成は非常に煩雑になってくると思われる。

- ◆ ◆ 委員 農業委員として何をすればいいのかわからない。また、中山間地域では、中山間地域直接支払い交付金関係の地図使用を検討中とのことだが、使用する方向で検討していただきたい。

- ◇ ◇ 委員 生産組合について生産組合長は持ち回りであり、耕作放棄地について全員が詳しいわけではないので、そのことを考慮して地図を作成するエリアを考える必要があるし、行政側でもカバーが必要だと感じる。耕作放棄地の解消という点からは農地の集積・集約という手があると思うが、それだと生産組合には荷が重い。その点についての考えを聞かせてほしい。

- ◆ ◆ 委員 生産組合長だけでなく、総代も持ち回りであり、どちらが主となって行動すべきかもわからない。

事務局 生産組合などへの作成依頼については紙で行うこととしています。また、目標地図と農地ナビについては、連携はしておりますが農地ナビでは目標地図は非公開のため、見ることは出来ませんが、目標地図を含む地域計画は公表されますので、地域外の状況も見る事が可能です。

資料4 ページのスケジュールについてはざっくりとしておりますが、農業委員会から目標地図の素案作成を依頼する、地域の協議については1月末までに各農協の運営委員会などにてお願いをさせていただき予定としております。その後、農業委員には、地域からの相談などへの対応をお願いしたいと思っております。

併せて、農業委員、推進委員については令和6年度から新任の方へ交代します。事務局でもご説明させていただきますが、もし相談を受けられましたら、事務局へ取りついでいただくなどの対応をお願いしたいと思っております。

果樹園については、田畑と同様に農地に含まれますので、目標地図の作成が必要となります。また、各生産組合長職が持ち回りとなっている現状もありますので、わかる範囲で作成をしていただきたいと思います。

いずれにしても、目標地図の最終目標は、誰がどの農地を耕作するのかがわかるという状態になることですが、すべての農地に耕作者が割り当てられることは、かなり難しいことであると思っておりますので、現時点での希望者を募っていきたくと考えております。

なお、中山間地域につきましては、中山間地域直接支払交付金関係の地図の精度が良いため、その地図を使用することを検討しているところであります。

会長 ほかに、特にご意見、ご質問等がないようですので、事務局は意見等を反映したうえで進めてください。

会長 また、委員には、ご協力をお願いします。

会長 次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思っております。

会長 それでは、令和5年度第10回富山市農業委員会月次総会を終わら

せていただきます。